

平成29年8月22日

〒170-6033

東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60

弁護士法人アディーレ法律事務所

代表弁護士 石丸 幸人 様

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤 厚美

(TEL:052-734-8107、FAX:052-734-8108)

現行契約書の開示等申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成29年7月25日付申入書に対し、早速ご回答いただきありがとうございます。
ありがとうございました。

同年7月28日付貴事務所回答書によれば、当法人の申入れにかかる「契約書（任意整理事件用）」の条項（8条及び9条）は平成28年4月1日以降は使用しておらず、回答書記載の文言に変更されているとのことですが、契約条項の趣旨は、他の契約条項の規定内容との関係において明らかになりますので、変更された8条及び9条の文言だけでは妥当性を判断することは困難です。

つきましては、貴事務所において平成28年4月1日以降に使用されている「契約書（任意整理事件用）」を開示していただきますようお願いいたします。

また、現在、貴事務所において、当該条項が変更される前に委任契約を締結した依頼者との委任関係が途中で終了した場合に弁護士費用の清算につきどのように運用されているかも併せてご回答ください。

以上、改めて申入れをいたしますので、よろしく願い申し上げます。

敬具